



第4条：奴隸制度禁止

「何人も、奴隸にされ、又は苦役に服することはない。奴隸制度及び奴隸売買は、いかなる形においても禁止する。」

- ウガンダ北部では、LRA (Lord's Resistance Army) のゲリラによって過去20年の間に2万人もの子供たちが誘拐され、強制的に兵士にされたり、軍の性的な奴隸にされたりしています。
- ギニアビサウでは、5歳の子供が国外に人身売買され、セネガル南部の綿畑で働くされるか、都市で乞食になっています。ガーナでは、5歳から14歳の子供たちが、教育や将来の保証といった甘い言葉でだまされ、無給で危険な漁業に従事させられています。
- アジアでは、人身売買された女性や少女の主要な行き先は日本です。特にフィリピンとタイから来た女性が多くなっています。UNICEFの推計によると、フィリピンでは6万人の児童が売春に従事しています。アメリカ国務省によると、推計60万人から82万人の男女と子供が国境を越えて人身売買されています。その半数が未成年者であり、イラクから逃げてきた女性と少女の数が過去最高を記録しています。カナダ、アメリカ合衆国、イギリスを含むほぼすべての国の政府が、通常は強制送還や嫌がらせによってこれに対応しており、被害者への支援はありません。
- ドミニカ共和国では、人身売買組織の活動に絡んで、25人のハイチ人出稼ぎ労働者が窒息死する事件が起こりました。2007年に、この事件に関与した二人の役人と二人の軍人が懲役刑になりましたが、事件の重大さから見れば極めて軽いものでした。ソマリアでは、2007年にソマリアとエチオピア出身の難民1400人以上が、人身売買される際に海上で死亡しました。